

一般廃棄物処理施設（焼却施設）の維持管理状況報告書（平成30年度）

1、施設概要

設置主体名	伊勢崎市
施設名称	清掃リサイクルセンター21
施設の所在地	伊勢崎市柴町954番地
炉形式	全連続燃焼（流動床式）燃焼炉
施設規模	210t/日（70t/24h×3炉）

2、施設の維持管理に関する計画 別紙のとおり

3、施設の維持管理の状況に関する情報

(1) 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量(単位：t)

ごみ種類	年度計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
可燃ごみ	61,169.53	5,302.02	4,810.46	4,644.91	6,440.87	5,463.09	4,009.01	5,377.38	4,951.71	4,983.39	5,023.12	4,257.07	5,906.50

(2) 燃焼室中の燃焼ガスの温度

		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	最大	℃	923	936	927	927	917	921	928	926	933	938	933	925
	最小	℃	890	904	892	886	868	893	904	902	903	865	887	887
B系炉	最大	℃	931	929	911	919	925	923	922	924	936	938	914	915
	最小	℃	904	918	897	889	890	899	898	903	899	874	875	862
C系炉	最大	℃	939	922	920	915	918	922	922	924	938	920	901	919
	最小	℃	898	891	888	890	897	906	902	898	894	907	901	875

(3) 集じん器に流入する燃焼ガスの温度

		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	最大	℃	180	179	179	179	178	177	181	181	177	179	181	181
	最小	℃	175	176	175	174	174	174	174	174	180	174	175	177
B系炉	最大	℃	180	179	175	178	178	179	177	179	181	182	182	181
	最小	℃	177	178	173	175	174	175	174	175	176	177	178	176
C系炉	最大	℃	182	182	181	180	179	178	181	182	186	184	176	182
	最小	℃	177	176	176	176	176	176	178	179	180	180	176	177

(4) 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

		単位	基準値	管理値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	平均	ppm	100	30	13	12	11	10	11	10	13	12	24	12	11	14
B系炉	平均	ppm	100	30	9	10	12	9	9	10	10	10	10	9	10	10
C系炉	平均	ppm	100	30	11	13	11	11	11	10	11	9	8	9	16	11

*管理値とは施設周辺5町（柴町、上之宮町、阿弥大寺町、葦塚町、今井町）との協定値です。

(5) 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	-	-	-	-	-	-	-	11月26日	-	-	-	-
B系炉	-	5月28日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
C系炉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2月2日	-

(6) 煙突から排出される排ガス中のばい煙濃度

		項目	単位	基準値	管理値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	硫黄酸化物	K値	17.5	0.19	<0.02	-	<0.02	<0.02	<0.02	-	<0.02	-	-	<0.02	-	<0.02	-
	ばいじん	g/m ³ N	0.15	0.02	<0.001	-	<0.001	<0.001	<0.001	-	<0.001	-	-	<0.001	-	<0.001	-
	塩化水素	ppm	430	50	3.9	-	7.1	8.4	-	3.8	-	-	-	1.1	-	4.8	-
	窒素酸化物	ppm	250	100	66	-	49	75	-	66	-	-	-	35	-	80	-
	採取日			-	-	4月5日	-	6月7日	7月26日	-	9月12日	-	-	12月28日	-	2月15日	-
	検査結果取得日			-	-	5月15日	-	7月11日	8月30日	-	10月17日	-	-	1月29日	-	3月15日	-
	採取場所			-	-	A系煙突	-	A系煙突	A系煙突	-	A系煙突	-	-	A系煙突	-	A系煙突	-
B系炉	硫黄酸化物	K値	17.5	0.19	<0.02	-	-	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	<0.02	<0.02	-
	ばいじん	g/m ³ N	0.15	0.02	0.001	-	-	0.001	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	<0.001	<0.001	-
	塩化水素	ppm	430	50	3.9	-	-	2.9	-	11	-	1.0	-	1.0	12	-	
	窒素酸化物	ppm	250	100	96	-	-	39	-	83	-	57	-	57	95	-	
	採取日			-	-	4月26日	-	-	7月27日	-	9月18日	-	11月15日	-	1月9日	2月28日	-
	検査結果取得日			-	-	5月15日	-	-	8月30日	-	10月17日	-	12月17日	-	2月5日	3月15日	-
	採取場所			-	-	B系煙突	-	-	B系煙突	-	B系煙突	-	B系煙突	-	B系煙突	B系煙突	-
C系炉	硫黄酸化物	K値	17.5	0.19	<0.02	-	<0.02	-	-	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	-
	ばいじん	g/m ³ N	0.15	0.02	<0.001	-	<0.001	-	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	-
	塩化水素	ppm	430	50	4.2	-	9.6	-	-	4.7	-	2.7	-	2.7	-	1.8	
	窒素酸化物	ppm	250	100	90	-	45	-	-	60	-	61	-	61	-	54	
	採取日			-	-	4月27日	-	6月19日	-	-	9月11日	-	11月16日	-	1月10日	-	3月26日
	検査結果取得日			-	-	5月15日	-	7月11日	-	-	10月17日	-	12月17日	-	2月5日	-	3月29日
	採取場所			-	-	C系煙突	-	C系煙突	-	-	C系煙突	-	C系煙突	-	C系煙突	-	C系煙突

*管理値とは施設周辺5町（柴町、上之宮町、阿弥大寺町、葦塚町、今井町）との協定値です。

(7) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度

	項目	単位	基準値	管理値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	1	0.1	-	-	-	-	-	0.0017	-	-	-	-	-	-
	採取日		-	-	-	-	-	-	-	9月12日	-	-	-	-	-	-
	検査結果取得日		-	-	-	-	-	-	-	11月1日	-	-	-	-	-	-
	採取場所		-	-	-	-	-	-	-	A系煙突	-	-	-	-	-	-
B系炉	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	1	0.1	-	-	-	-	-	0.00049	-	-	-	-	-	-
	採取日		-	-	-	-	-	-	-	9月13日	-	-	-	-	-	-
	検査結果取得日		-	-	-	-	-	-	-	11月1日	-	-	-	-	-	-
	採取場所		-	-	-	-	-	-	-	B系煙突	-	-	-	-	-	-
C系炉	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	1	0.1	-	-	-	-	-	0.00032	-	-	-	-	-	-
	採取日		-	-	-	-	-	-	-	9月13日	-	-	-	-	-	-
	検査結果取得日		-	-	-	-	-	-	-	11月1日	-	-	-	-	-	-
	採取場所		-	-	-	-	-	-	-	C系煙突	-	-	-	-	-	-

* 管理値とは施設周辺5町（柴町、上之宮町、阿弥大寺町、菰塚町、今井町）との協定値です。

(別 紙)

一般廃棄物処理施設（焼却施設）の維持管理に関する計画

- 1.施設へのごみ投入は、施設の処理能力を超えないように行うものとします。
- 2.燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合します。
- 3.燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うものとします。
- 4.燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保ちごみを焼却します。
- 5.焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却します。
- 6.運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させます。
- 7.運転を停止する場合には、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽します。
- 8.燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 9.集塵機に流入する燃焼ガスの温度を摂氏200度以下に冷却します。
- 10.集塵機に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 11.冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去します。
- 12.煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が30ppm以下となるようにごみを焼却します。
- 13.煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 14.煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が0.1ng-TEQ/m³N以下となるようにごみを焼却します。
- 15.煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六ヶ月に一回以上測定し、かつ、記録します。
- 16.排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。
- 17.ばいじんを固化して排出し、処分場に埋め立てます。
- 18.火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えます。